

4. 教頭複数制について

(1) 教頭複数制採用の理由

- ① 近年高等学校の規模が大きくなり、それに伴い教職員数も小・中学校と比較にならぬ100名を超える学校もあり、更に職業科にあつては学校の近代化・施設充実の要望から実習地や各機械室等の施設面の増加等いちじるしいものがある。このような学校の実態に対してこれらを管理する管理職者は依然として校長・教頭の2名である現状では、十分なる学校管理の効果を期待し得ないので教頭を新たに1名増加することによって学校管理の効率的運営充実を期することとした。
- ② また、近年高等学校における教育内容が多様化するとともに、これに対応する管理体制特に職業科においては、職業専門の教師を教頭として、専門的分野において校長を補佐することが必要である。

(2) 教頭の地位及び職務

① 教頭の地位

複教教頭をおく学校においては、代行の順序はあるとしても教頭の地位は学校教育法施行規則第22条の2（同規則65条で準用）に規定された教頭には変わりはない。

※ 学校教育法施行規則第22条の2

小学校に教頭を置くものとする。

教頭は、教諭をもつてこれにあてる。

教頭は、校長を助け、校務を整理する。

※ 福島県立学校の管理運営に関する規則

第2条 学校に、教頭を置く。ただし、独立の夜間の高等学校には、教頭に代えて、副校長を置くことができる。

2 教頭及び副校長は、校長を補佐し、校長不在のときは、その職務を代行する。

3 前項の場合において、教頭を二人置く学校にあつては、校長の職務を代行する順序は、当該学校の校長があらかじめ定めるところによる。

(3) 複教教頭の分掌

教頭複数制採用の理由にのべた如く、学校管理の効率的運営充実を期する目的からそれぞれの各学校の実態に即して学校長が命ずることにしている。いま一例をあげれば、教務等の学校管理を総括する教頭のはかに、普通高校にあつては生徒指導担当教員を直接指揮監督する教頭、工業高校にあつては、工業関係に精通し工業教育に専門的知識を有する教頭をあて、各科の管理面の充実を期する等それぞれ特色ある運営を行なっている校そして、これらいわゆる複教教頭制をとる学校にあつては、校務運営上重要な問題についてそれぞれ両者協議し、協力して執行して学校管理の充実を期している次第である。

(4) 実施経過

① 昭和44年度

- ア 1学年10級以上全日制普通科高校 8校
イ 1学年8級以上の全日制職業科高校 11校

② 昭和45年度

- ア 1学年9学級の全日制職業科高校 5校
イ 1学年7学級の全日制職業科高校 6校

③ 昭和47年度

- ア 1学年8学級の全日制普通科高校 4校
イ 1学年7学級以上の職業科、普通科、理数科等を含む全日制高校 8校

(5) 教頭複数制実施校

福島	福島女子	福島西女	福島商業
福島農蚕	福島工業	川 俣	保 原
安 達	安 積	安積女子	郡山女子
郡山商業	須 賀 川	岩瀬農業	白 河
白河女子	白河農工	東白農商	田 村
小 野	会 津	会津女子	若松女子
若松商業	会津工業	喜多方工業	会津農林
田 島	磐 城	磐城女子	平 工業
平 商業	内 郷	湯 本	小 名 浜
勿来工業	四 倉	相馬女子	原 町
相馬農業	小高工業		

第3節 学校の設置及び統廃合

小中学校における学校規模の適正化をはかるため、計画的に統廃合をすすめてきたが、関係当局の熱意と急速な交通事情の整備・改善、寄宿舎の設置等、教育諸条件が整備され学校統廃合の実があがってきた。

また、幼児教育の重要性にかんがみ、これの充実振興を計画的に推進した結果、公立幼稚園が増加した。

1. 新設公立幼稚園

新 設 幼 稚 園 名	所 在 地	学級数	備 考
福島市立蓬萊幼稚園	福島市	1	
伊達郡梁川町立栗野幼稚園	梁川町	1	
二本松市立大平幼稚園	二本松市	1	
〃 塩沢幼稚園	〃	1	
安達郡岩代町立新殿幼稚園	岩代町	2	
石川郡浅川町立浅川幼稚園	浅川町	2	
田村郡船引町立移幼稚園	船引町	1	
〃 常葉町立関本幼稚園	常葉町	1	
東白川郡棚倉町立棚倉幼稚園社川分園	棚倉町	1	
〃 塙町立常豊幼稚園	塙 町	1	
河沼郡会津坂下町立川西幼稚園長井分園	会津坂下町	1	
双葉郡浪江町立苧野幼稚園	浪江町	2	
〃 富岡町立夜ノ森幼稚園	富岡町	2	
〃 檜葉町立檜葉南幼稚園	檜葉町	1	
〃 広野町立広野幼稚園	広野町	1	
相馬郡鹿島町立上真野幼稚園	鹿島町	1	
いわき市立玉川幼稚園	いわき市	2	

※ 廃止、伊達郡月館町立小手幼稚園、相馬郡飯館村立大倉幼稚園